

新宮市規則第 2 2 号

新宮市職員の外国旅行に関する旅費支給規則をここに公布する。

令和 8 年 7 月 2 1 日

新宮市長 上田 勝之

新宮市規則第 22 号

新宮市職員の外国旅行に関する旅費支給規則

新宮市職員の外国旅行に関する旅費支給規則を次のように定める。

令和 8 年 7 月 21 日

新宮市長 上田 勝之

新宮市職員の外国旅行に関する旅費支給規則

新宮市職員の旅費に関する条例第 25 条に規定する市長が定める外国旅行に関する旅費支給規則（平成 17 年新宮市規則第 42 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、新宮市職員の旅費に関する条例（令和 8 年新宮市条例第 1 号。以下「条例」という。）第 23 条の規定に基づき、職員等の条例第 2 条第 3 号に規定する外国旅行（以下「外国旅行」という。）の旅費の種目、額及び支給方法について、必要な事項を定めるものとする。

（旅費の種目）

第 2 条 外国旅行の旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費及び死亡手当とする。

（鉄道賃、船賃及び航空賃）

第 3 条 外国旅行における鉄道賃、船賃及び航空賃は、条例の各規定の例による。

（その他の交通費）

第 4 条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第 2 号から第 4 号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- （1） 条例第 12 条第 1 号に相当する運賃
- （2） 条例第 12 条第 2 号に相当する運賃
- （3） 条例第 12 条第 3 号に相当する費用
- （4） 前各号に掲げる費用に付随する費用

（宿泊費）

第 5 条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、国家公務員等の旅費支給規程（以下「省令」という。）別表第 2 職務の級が 10 級以下の者の欄に定める額（以下「宿泊費基準額」という。）を上限とし、宿泊費基準額を超えない範囲で実際に要した額とする。

（包括宿泊費）

第 6 条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費の額並びに当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

（宿泊手当）

第 7 条 宿泊手当の額は、省令別表第 3 に定める額とする。

（渡航雑費）

第 8 条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税（これらに類する費用又は付随する費用を含む。）その他外国旅行に必要なものとして次に掲げる費用（公務のために必要と認めるものに限る。）の額とする。

- （1） 保険料
- （2） 医薬品の購入に係る費用
- （3） 携行品の購入に係る費用
- （4） 健康診断その他の医療機関での受診に係る費用

- (5) 前各号に掲げる費用のほか、旅行者の負担とすべきでないものとして市長が認める費用
(死亡手当)

第9条 死亡手当は、職員の外国における死亡に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、省令に定める額とする。

- 2 死亡手当は、職員の配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族に支給する。この場合において、支給を受ける順位は、前段に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

(旅費の調整)

第10条 他の団体等の主催により旅行する場合において、主催する団体等により旅行に要する経費が定められているとき、又は特別の事情によりこの規則に規定する旅費を必要としない部分があるときは、額の内容によりその都度調整する。

- 2 旅行者がこの規則の規定による旅費により、旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、市長がその都度定める旅費を支給することができる。

(補則)

第11条 その他外国旅行の旅費支給に関し、この規則に定めのないものについては、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和8年10月1日から施行する。